

令和元年5月17日

〒112-0006

東京都文京区小日向4丁目5-16

ツインヒルズ茗荷谷10階

一般財団法人日本心理研修センター

代表理事 理事長 村瀬嘉代子 殿

心理職支援ネットワーク

代表 運営委員長 今井 たよか(公認心理師・臨床心理士)

検証委員 朝枝 清子(精神科医)

安西 敦(弁護士・公認心理師・臨床心理士)

徳山 喜雄(大学教授・ジャーナリスト)

戸舘 圭之(弁護士)

浜田 薫(弁護士)

三嶋 健(弁護士)

申 入 書

心理職支援ネットワークは、第2回公認心理師試験において、【区分G・分野施設コード902】で出願する者の受験資格の認定に関して、貴センターに対し下記のとおり申し入れます。

第一 申し入れ事項

- 1 施設の登記簿謄本・開業届・定款の目的欄に、法2条1から3に掲げる行為を行っている」と認めるに足りる文言がない場合、「心理カウンセリングを行う診療所の経営」と記載されているために経営は行っているが心理業務自体を行っていないと疑われる場合、又は、開業届は未提出だが、5年分の所得税確定申告書の写しがあり、当該施設が実在すること、及び法第2条第1号から第3号までに掲げる行為を業として行っていた期間が明らかである場合は、施設のホームページやパンフレットな

どの資料によって施設の実体把握に努め、出願者の所属する施設の実体に即して柔軟に受験資格を判断すること。

- 2 上記判断のために『受験の手引』に記載のない資料で受験資格を判定する必要のある場合で、出願者本人の提出書類では判断がつかない場合には、出願者に追加資料提出の機会を与え、追加資料を求める際に出願者本人に、具体的にどのような資料を追加提出する必要があるのかを告知すること。
- 3 【区分 G】の、分野施設コード 902 以外の施設（医療機関等）所属の出願者については、所属長が証明さえすれば、実態として出願者が法 2 条 1 から 3 に掲げる行為を行っていたかどうかをさらに問われることなく受験資格が認められているのに比し、【区分 G・分野施設コード 902】の施設所属の出願者は、施設が法 2 条 1 から 3 に掲げる行為を行っていたことを立証するのに過大な負担が課されているという不平等な実態を改め、出願者の負担を軽減すること。

第二 申し入れの理由

公認心理師法は、新たに公認心理師資格の制度を設けるにあたって、すでに心理職の実務経験を有する者に資格取得の途を開くべく、特例措置を定めています。

しかしながら、第 1 回公認心理師試験においては、【区分 G・分野施設コード 902】の出願者の多数が、実質的に心理職としての実務経験を有しているにもかかわらず、形式的な書類の不備、又は書類記載の文言の不適合を理由に機械的に受験資格なしと振り分けられ、その後、追加資料の提出を認められ再審査の措置が講じられるも、これによっても受験資格を得られず受験の機会を逸した出願者が少なからず出ています。また、再審査の措置により受験資格を得られたものの、手続の混乱により受験の準備が十分に整わず不合格となった出願者もいました。

心理職支援ネットワークは、平成 31 年 2 月、かかる事態に対し、貴センター並びに文部科学省、厚生労働省に向けて、受験資格判定基準の明確化及び判定手続の適正化を求める緊急提言を行いました。平成 31 年 4 月 17 日に第 2 回公認心理師試験受験申込みの受付が開始し、今回の試験が前回の轍を踏むことなく、【区分 G・分野施設コード 902】の出願者の、『受験の手引』からは窺い知ることのできない理由で受験資格なしとされるのではないかと不安が解消されるよう、改めて本申し入れを行う次第です。

なお、出願者の受験資格に関して不当な判断がなされた場合には、社会的な問題提起を行うことと合わせ、心理職支援ネットワークとして、出願者の法的な対応をバックアップすることを考えております。

以上